

◆ 特集 ◆

「デートDV」について考える

自分も相手も大切にできてる？

若年層における交際相手からの暴力、いわゆる「デートDV」による被害は、近年深刻さを増しています。当センターで開催した若年層向け啓発セミナーでは、立命館大学教授の斎藤真緒先生を講師に迎え、「よりよい男女のパートナーシップ」をテーマに、現代社会における恋愛とデートDVの関係について大学生が学びました。特集ページにてポイントをご紹介します。



SNS
ソーシャル
ネットワーク
サービス

身体的暴力

腕などをつかむ、
殴る、ける、つねる、
物を投げる

心理的暴力

怒鳴る、
おどす、
無視する、
バカにする

経済的暴力

お金を返さない、
デート費用を
いつも払わせる

**スマート
フォン**

性的暴力

性交の強要、
避妊拒否、
わいせつ画像を
見せる

社会的暴力

交友関係や行動を
制限・監視する

平成29年12月3日に開催したフェスタの様子をご紹介します。



< CONTENTS >

★事業レポート

- ・水無田気流さん講演会
- ・G-NETしがフェスタ2017

★しがWO・MANネット講座

ほか



「G-NET しが」とは…

滋賀県立男女共同参画センターの愛称で、「Gender-Networkしが」の略。
ジェンダー問題を見据えて、男女共同参画のネットワークを広げていこうという思いをこめたものです。

特集「デートDV」について考える

もはや「夫婦喧嘩」で済まされない「犯罪・人権侵害」として社会問題化してきたDV（ドメスティック・バイオレンスの略）。そして近年、若者の間で増加傾向にあるスマートフォンなどを用いたデートDV。楽しく心地よいはずの恋愛が、「傷つく」「耐える」恋愛になっていないでしょうか？

若年層向け男女共同参画啓発セミナー（平成29年12月16日開催）にて斎藤真緒先生よりご講義いただきました。

～はじめに～

DVとは、配偶者または事実婚のパートナーなど親密な関係にある男女間における暴力のことを言います。暴力は、殴る・蹴るなどの身体的暴力だけでなく、無視したり、人前で怒鳴ったりする精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為を強要する性的暴力も含まれます。これらの暴力の多くは家庭という私的な生活の場で起こるため、他の人に見つかりにくく、長期に渡り繰返し行われることで、被害者に恐怖や不安を与えるため、深刻なダメージを受ける場合が多くあります。

近年、DVは10～20代の未婚のカップルでも広く起きています。これを「デートDV」と呼びます。恋愛関係になった途端に、相手の態度が急に变化して、命令したり、監視したり、暴力をふるったり、だんだんエスカレートし、ストーカー行為や暴行傷害につながることもあります。

■若者の恋愛の背景

増加傾向にあるデートDVの背景には、「恋愛プレッシャー（恋愛しなければならぬという同調圧力）」や「スマホなどパーソナルメディアを用いた束縛」、「束縛＝愛情という思い込み」が大きく関わっています。自分に恋人がいることが、友人同士での優位性を確保するための手段となり、「とりあえず付き合う」ことが優先されてしまいます。また、「恋愛しなきゃ」という心理を煽るTVや雑誌、マーケットの影響もあり、自分としての恋愛イメージが欠落した状態で「さびしさから逃げる」ための恋愛になっている場合もあります。その結果、本来はコミュニケーションにより互いの違いやプライバシーを尊重し、人間性を高めていくことが「恋愛」の価値なのですが、ベッタリとした親密度の高い付き合い方になりがちで、過干渉や束縛につながっていきます。

特に、スマートフォンへの依存度が高い若者は、孤立する不安から通話・メールによる束縛やGPS機能を用いた監視アプリなどを容認してしまう危険があります。

■スマホ・SNSの恋愛関係への影響

一般的な親世代が持つ恋愛に対するイメージには、相手との「なかなか縮まらない距離」や「すれ違い」によるドキドキ感もありました。一方、現在はスマートフォン・SNSの普及によって、リアルタイムで相手とつながることが可能となりました。しかし、つながることの安心はつながらないことへの不安を生み出し、孤独耐性の低下やプライバシー感覚の変容を招いています。

恋愛関係の「濃密化」（プライバシーの欠如）と「拡張化」（見知らぬ他者に対する抵抗感の低下）は、「リベンジポルノ」などの犯罪につながるリスクがあるといえます。

■恋愛とデートDV

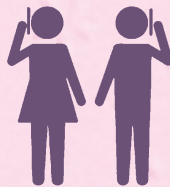
恋愛関係における問題は、「イヤなら別れればいじやない」などと簡単に思われていて、個人的な問題として軽視されがちです。また、人権意識や女性のライフスタイルの変化など、社会状況が大きく変化しているにもかかわらず、ジェンダー（社会的性差）に由来する慣習や意識の根底にある「力と支配の関係」により、デートDVから抜け出すことが難しいです。

「経済的暴力」に関しては男性の被害が多いのですが、これは「デート代は彼氏が支払うもの」という意識が背景にあります。恋愛においては、自然な形で「割り勘」にできる、そのような言葉掛けや心遣いが大事です。どのように対等な人間関係を実践していくのか、これは若者だけでなく社会的な課題です。

■よりよいパートナーシップのために

恋愛には一人の人と深くかかわる素晴らしさと難しさがあります。若者にとっては、大人になるチャンスであり、コミュニケーションスキルの向上、つまり、他者との「距離」を学ぶ絶好の機会です。自分自身であり続けること、そして他者とともに生きる作法を身に付けるには、自分自身の生活における優先順位が大事です。よりよいパートナーシップとは、「対等な関係」であり、自分の思い通りや相手任せはNGです。それは「怒らない」ことではありません。怒りの感情を伝える「アイ・メッセージ」（なぜ自分はそうしてほしいのかを、相手がキャッチできる言葉で伝える）は、恋愛だけでなく、よりよい人間関係を築く上でも大切です。また、感情のブレーキが効かないデートDVで、被害者にも加害者にもならないためにも、冷静な「つつこみ」をしてくれる友だちや信頼できる（お手本となる）大人を見つけてください。そして、そういう第三者になってください。

最後に、若い人は新しい恋愛文化のパイオニアです。背伸びしている自分ではなく、素の自分を認めてくれる相手との素敵な恋愛に出会えることを願っています。



内閣府は、DVに該当する4つの要素を定めている。

- ① 殴る・蹴るなどの「身体的暴行」
- ② 他の異性と会話をさせないなどの「心理的攻撃」
- ③ 無理やり性的な行為を強要するなどの「性的強要」
- ④ デート費用などをいつもパートナーに支払わせる「経済的圧迫」

また、「男女間における暴力に関する調査報告書」（内閣府、平成27年）によると、交際相手からの被害が「あった」と答えた女性は19.1%、男性では10.6%となっている。

親しい人間関係の中で起こる暴力（滋賀県）

夫婦や恋人など親しい男女間で起こる暴力について、経験したり見聞きしたことがある女性の割合

- 直接経験したことがある・・・13.9%（約7人に1人）
- まわりに経験した人がいる・・・27.9%

資料：滋賀県「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査結果」（平成26年度）

＜デートDVに関連する法律＞

◆「DV防止法」（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

配偶者間（事実婚、同棲を含む）の暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制は整備されてきた。しかし、交際のDVは適用外である。

◆「ストーカー規制法」（ストーカー行為等の規制等に関する法律）平成28年の改正で、電話やメール送信などの「つきまとい行為」にSNSによる嫌がらせを追加するなど、対象範囲を広げている。

◆「リベンジポルノ規制法」（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律）元交際相手等への嫌がらせや仕返しとして、私事性的画像をインターネットに無断で掲載する行為を規制し、罰則を定める。



斎藤 真緒 さん プロフィール

立命館大学産業社会学部教授
（専門：家族社会学）

- ◆ 思春期保健相談士
- ◆ 男性介護者と支援者のネットワーク運営委員・事務局

■ 著者：

- 『ジェンダーで学ぶ社会学[全訂新版]』（共著、世界思想社）
- 『男性介護者白書』（共著、かもがわ出版）
- 『ボランティアの臨床社会学』（共著、クリエイツかもがわ）
- 『家族介護とジェンダー 平等をめぐる今日的課題— 男性介護者が問いかけるもの』（『日本労働研究雑誌』）

「よりよいパートナーシップのために」学生による交流会

若年層向けセミナーに参加した大学生のみなさんが、デートDVについて意見交流しました。映像資料の作成や当日の運営・進行を担当したのは滋賀大学教育学部の学生のみなさん。グループ討議では、「どこが問題?」「自分ならどうする?」「二人の関係をよくするには?」と投げかけ、参加者は自己を振り返りながら、パートナーシップについて考えを深めました。

「モンスター彼女」や何気ない場面に潜む様々な暴力を再現した映像資料



参加者の感想から

- ★デートDVは、遠いようで意外と身近な問題。気づかないうちに加害者や被害者になってしまうことを学びました。(3年生女子)
- ★相手を大切にできる恋愛。つまり相手の友人関係やチャンスを尊重し、夢を応援できるような思いやりを持ちたいです。(3年生男子)
- ★支援者としての「友人」の存在が大切だと思いました。周りに悩んでいる人がいたら、手を差し伸べたいです。(3年生女子)
- ★「NO」のラインは人それぞれ。親密な関係だからこそ、わかった気にならないで自分の行動を見直すことが大切だと思いました。(4年生女子)



ひとりで悩まないで...

★滋賀県では、性暴力被害者に対する総合的なケアのため、滋賀県産科婦人科医会推薦病院・おうみ犯罪被害者支援センター・滋賀県警・滋賀県による連携体制のもと、**性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖「SATOCO(サトコ)」**による支援を開始しています。
【24時間ホットライン電話 090-2599-3105】
【相談メール】
▶satoco3105biwako@docomo.ne.jp
▶satoco3105biwako@gmail.com



★当センター「男女共同参画相談室」じっくりと悩みや問題をお聴きしながら一緒に考えます。
▶詳細は本誌裏面をご覧ください。



★警察総合相談 (県民の声110番) 犯罪等による被害の未然防止等に関する相談・意見・要望を受け付けています。
▶077-525-0110 または #9110 (局番なし) 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15 緊急の場合は110番で通報してください。

早めの相談が問題解決への第一歩です

若者がよりよい恋愛について考えるきっかけとして

より深く「デートDV」がわかる資料

滋賀県では、若年層を対象に理解を深めてもらうための啓発DVD「ふたりがよりよい関係をつくるために～デートDVってなに?～」(県子ども・青少年局)および啓発冊子「あなたの恋愛充実度は何パーセント?」(県女性活躍推進課)を作成し、県内学校や関係機関などに配布しております。



『デートDVと恋愛』

伊田広行・著 大月書店2010年
これまでのDV論に欠けていた恋愛観に関する考察を重視している。複雑な恋愛感情を単なるチェックシートだけでDVとは判断できない難しさなど、デートDV防止教育の意義とともに、問題点を追求し、当事者である若い人たちにちゃんと理解してもらえるような指導法の進め方を提案している。DV研究者や教育者向けのテキストとしておすすめ!



『たすけて』

松村裕美:文 長谷部昌子:絵
おうみ犯罪被害者支援センター2014年
犯罪の被害の種類、被害者の心や体の変化についてやさしい言葉と絵で心を落ち着かせられます。そして「たすけて」と言える勇気を持つように、その方法がわかるようになっています。
▼下記サイトでもご覧いただけます。
<http://ovsc.life.coocan.jp/pdf/tasukete.pdf>



『リベンジポルノ 性を拡散させる若者たち』

渡辺真由子:著 弘文堂 2015年
相手の性的な画像や動画を、同意なしに公開・拡散する行為は「リベンジポルノ」と呼ばれる。しかし、責められるのは加害者よりも被害者、という特徴がある。撮らせる若者の思いを解明しなければ、リベンジポルノの被害は食い止められない。

- ★「DV、デートDV」について関心をもたれた方は、G-NETしが図書・資料室へお越しください。関係書籍の紹介や貸出を行っております。お気軽にお問い合わせください。



- 電話 0748-37-3735
- 開室時間 9:00～17:00

- ★図書・資料室では男女共同参画の視点から選書した、多くの書籍・資料をご用意して皆様のご利用をお待ちしております。そのほか、毎月図書だよりを発行したり、啓発や事業等に合わせた特集コーナーを開設したりしています。どなたでもお気軽にお立ち寄りください。